

山形五堰動画制作業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、山形五堰動画制作業務の委託に関し、当該業務の内容並びに公募型プロポーザルの手続及び審査等について必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

(1) 目的

主に小学生を視聴対象とした山形五堰に関する動画を作成し、授業での活用等をとおし山形五堰の歴史や役割を学べる機会を提供することにより、身近な地域資源であり世界かんがい施設遺産にも登録されている山形五堰を広くPRし、もって山形五堰への子どもたちの興味関心を高めることを目的とする。

(2) 業務の名称

山形五堰動画制作業務（以下「本業務」という。）

(3) 業務の内容

別紙「山形五堰動画制作業務基本仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

(5) 提案上限額

金880,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 契約に関する事項

(1) 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）

第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

(2) 契約の相手方の選定

公募型プロポーザル（公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者1者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続をいう。以下同じ。）による。

(3) 契約の締結

受託候補者と協議の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、上記(1)の方法により契約を締結する。

(4) 委託料の支払方法

完了払いとする。

3 公募型プロポーザルに関する事項（募集要項）

(1) 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ② 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは同法第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは同法第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては、本市の指名停止期間中でないこと。
- ④ 自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条第1号の暴力団でないこと並びに同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑥ 山形市税の滞納がないこと。
- ⑦ 山形市内に本社又は営業所等を有する法人であること。
- ⑧ 農業水利に関する知識又は事業の経験を有すること。

(2) スケジュール

日時	内容
令和6年7月 8日（月）	公募開始（実施要領等の公開） 実施要領等に関する質問受付開始
〃 7月12日（金）午後5時	実施要領等に関する質問受付期限
〃 7月18日（木）午後5時	質問への回答
〃 7月25日（木）午後5時	参加申込受付期限
〃 7月31日（水）	参加資格確認の結果通知
〃 8月 7日（水）午後5時	企画提案書等の提出期限
〃 8月 下旬（予定）	審査委員会の開催
〃 9月 上中旬	審査結果の通知及び契約締結

(3) 実施要領等に関する質問

実施要領等に関する質問がある場合は、次により質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

① 受付期間

令和6年7月8日（月）から7月12日（金）午後5時まで

② 質問方法

質問書（様式1）を使用し、電子メールにより提出すること。

なお、件名は「【質問】山形五堰動画制作業務」とし、翌日（土日祝日を除く。）

までに受信した旨の返信がない場合は、担当（p. 5 参照）まで電話にて受信の確認をすること。

【メールアドレス】 noson@city.yamagata-yamagata.lg.jp

③ 回答方法等

令和6年7月18日（木）午後5時までに、山形市公式ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容を公開することにより質問者の不利益となると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

(4) 参加申込及び参加資格の確認

本業務の公募型プロポーザルに参加する場合は、次により参加申込をすること。

① 申込期間

令和6年7月8日（月）から7月25日（木）午後5時まで

② 申込方法

提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、その旨を下記⑤の提出先まで電話にて連絡すること。

③ 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 法人概要書（様式3）

ウ 誓約書（様式4）

エ 山形市の法人納税証明書（法人市民税及び固定資産税）（写し可）

※ 前事業年度分

オ 法人の登記事項証明書（写し可） ※ 3か月以内に発行されたもの

④ 提出部数

1部

⑤ 提出先

〒990-8540 山形市旅篭町二丁目3番25号

山形市農林部農村整備課計画指導係（市役所6階）

TEL 023-641-1212（内440・441）

⑥ 参加資格の確認

提出された書類により参加資格を満たすことが確認された者については、参加資格適格通知書により通知を行う。参加資格を満たしていない者については、参加資格不適格通知書により通知を行い、本業務の公募型プロポーザルへの参加を認めない。

(5) 企画提案書等の提出

上記(4)の⑥により参加資格適格通知を受けた者は、次により企画提案書等を提

出すこと。

① 提出期限

令和6年8月7日（水）午後5時まで

② 提出方法

提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、その旨を下記⑤の提出先まで電話にて連絡すること。

③ 提出書類

ア 企画提案書（様式5）

イ 経費見積書（任意様式）

※ 経費見積書は任意様式とするが、企画費、撮影費、編集費等の項目によるものとし、さらにその細目についても具体的に記載すること。

④ 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

⑤ 提出先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市農林部農村整備課計画指導係（市役所6階）

TEL 023-641-1212（内440・441）

(6) プレゼンテーション

企画提案書等を提出した者は、令和6年8月下旬（予定）に開催する山形五堰動画制作業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案についてプレゼンテーションを行うこと。（質疑応答を含む。）

審査委員会の詳細については、別途通知する。

(7) 審査

① 審査委員会において、別表「山形五堰動画制作業務公募型プロポーザル評価基準」に基づき、提出された企画提案書等及び当日のプレゼンテーション（質疑応答を含む。）の審査を行う。

② 審査の結果、合計得点が最も高い1者を受託候補者とする。

③ 各審査委員の持ち点を合計した満点の60%の点数を最低基準点とする。

④ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を実施し、最低基準点以上であれば、当該企画提案をした者を受託候補者とする。

⑤ 審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公表する。電話等による審査結果に関する問い合わせには一切応じない。

⑥ 審査の結果について、異議を申し立てることはできない。

(8) 公募型プロポーザル参加に際しての留意事項

① 失格

- 次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。
- ア 提出した書類に虚偽の記載がある場合
 - イ 見積り金額が提案上限額を上回る場合
 - ウ 期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - エ 審査委員会の委員に対して、直接又は間接を問わず接触を求めた場合又は接触した場合
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - カ その他、当実施要領に反する場合

② 辞退

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

③ 提出書類の取扱い

- ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- イ 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（市が補正等を求める場合を除く。）
- ウ 提出書類は、本業務の公募型プロポーザルに係る審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

④ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、肖像権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、全て参加者が負うものとする。

⑤ 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

⑥ 費用負担

本業務の公募型プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

⑦ その他

- ア 参加者は、参加申込書の提出をもって当実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- イ 企画提案の内容が、すべて業務委託の内容になるものでない。
- ウ 提出書類について、市より補正等を求める場合がある。

【担当】

山形市農林部農村整備課計画指導係
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL 023-641-1212 (内440・441)
メール noson@city.yamagata-yamagata.lg.jp

別表

山形五堰動画制作業務公募型プロポーザル評価基準

評価項目	評価の視点	配点
(1)企画提案評価	①内容・構成	<ul style="list-style-type: none"> ・山形五堰の現況をはじめ、歴史や役割、特徴等について偏りなく紹介する内容となっているか。 ・山形五堰に興味関心を持てる内容となっているか。
	②わかりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生が理解できるような工夫がなされているか。 ・専門用語には解説を付す等の配慮がなされているか。
	③活用の容易さ	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な再生環境（音を出すことの可否等）で使用できる動画か。 ・限られた期間でなく、当分の間使用できる動画か。
	④実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の内容を実現するための体制は確保できているか。（又はその見込みはあるか。）
(2)価格評価	①業務価格	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の内訳は明確に示されているか。 ・企画提案の内容に応じた妥当な価格となっているか。
合計		50